

## 公 表 第 3 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年3月19日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成 25 年度

部局名：農政部

指摘事項等			措置状況
指摘事項	事務監査	審議会等事務	みどりの里づくり推進委員会委員の委嘱手続が完了しないまま、同委員会に関する事務が行われているものがある。
指摘事項	財務監査	切手、金券等有価物管理事務	保有している切手について、残現有枚数と出納簿残高が一致せず、定期的な照合点検も行われていないなど、管理方法に不備がある状態になっているものがある。
意見	財務監査	財産管理事務	鷺塚ため池下池については、公有財産台帳上は行政財産となっているが、すでにため池としての機能を失い、市民の利用に供されているので、財産区分や活用方法などの基本的な事項について整理し、有効活用を図られたい。
			委員委嘱の手続きについては、未提出であった当該委員から承諾書の提出を受けて、平成 24 年 12 月 20 日付で委嘱手続を行い、全員の委嘱行為を行いました。
			出納簿に、使用者名の記入欄及び確認欄を設けました。また、使用目的欄の記載については詳細に記入し、管理責任者(課主査)が確認、押印して切手を交付することにしました。 さらに、3ヶ月毎に管理責任者による照合点検を行い、出納簿に記載することとしました。
			財産区分については、平成 25 年 11 月 15 日付で「行政財産」から「普通財産」へ変更し、年間を通した使用貸借契約(平成 25 年 12 月 1 日より 1 年間)を締結したところです。 また、荒木校区まちづくり振興会と使用貸借契約を締結したことにより、使用に際しての受付窓口や管理については、荒木校区まちづくり振興会で行うように整理しました。 今後は、広場の管理上、適切な所管部局への移管の検討協議を行っていきたいと考えております。